

# 地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて（その2）

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

（道路パトロールを終えた大野係員）

大野係員

ただいま戻りました。

栗本係員

お疲れ様。何か変わった様子はあった？

大野係員

いえ、特に不法占用物件はありませ・・・あっ！

栗本係員

ん？どうかした？

大野係員

そういえば、バス停のベンチに広告が貼られているのを見つけました。

栗本係員

（おっ、もしや・・・）どの辺りにあったの？

大野係員

えーっと、駅前にあるバス停のベンチです。

栗本係員

おお、それは僕が担当した案件じゃないか。駅前のバス停にある道路管理者が設置したベンチのことだね。大野君、本省から発出されている「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」（平成20年3月25日付け国道利22号道路局長通知）は知っているかい？

## 大野係員

はい、たしか昨年度には同じ表題の課長通達が改正されていましたよね。

## 栗本係員

大野君が見たベンチの広告は、その通達を基に占用許可を出しているものだよ。いい機会だから、課長通達の基になっている道路局長通達と併せて、もう一度おさらいしてみようか。

## 大野係員

はい、よろしくお願いします！

## 栗本係員

よし。まず、この通達は基本的な取扱いについて定めた局長通達と、標準的な取扱例を示した課長通達の2つに分かれているんだ。

## 大野係員

標準的な取扱例ということは、この例によらなくてもいいということですね？

## 栗本係員

そうだね。あくまでも標準的な取扱例であって直接の許可基準とはならないね。

通達が発出された経緯としては、近年のニーズを踏まえてのことなんだけど、自治体等でどういったことが問題となっているか分かるかい？

## 大野係員

はい。近年、自治体等において道路にベンチや街灯を設置したり、道路空間を使ってイベントを開催する等の、住みよく、魅力ある街を作ろうという公共的な取組みが活発ですが、その取組みに要する費用の慢性的な不足が問題になっていますね。

## 栗本係員

そうなんだ。その問題を解消するため、公共的な取組みに要する費用に充当するための広告物を設置することに対する社会的ニーズが高まっている状況なんだ。

そのため、広告物を設置するに当たっての趣旨や考え方を示したものがこの局長通達だったよね。

## 大野係員

はい。通達は3つの項目に分かれていて、1つは、本通達の趣旨についてで、地域の関係機関における合意が形成されたときは、当該合意に基づく取扱いができるよう本通達で必要事項を定めるとしています。2つ目は、広告物を設置できる活動主体、その活動内容の調整にあたっては、まちづくりの方向性との調和等を踏まえ、総合的な判断が求められるなどの考えが示されています。

## 栗本係員

そうだね。広告物については「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準について」

(昭和44年8月20日付け建設省道政発52号)にもあるとおり、慎重な取扱いをしているところだよ。今回の通達では他にも、広告物が設置されることにより歩道の有効幅員が縮小するなど、道路の有する機能が従前に比べ著しく低下することのないようにするために、原則、他の工作物等に添加するものに限るなど、規制緩和をするとともに、道路交通の安全確保等にも考慮するような考え方も示されているね。

#### 大野係員

3つ目としては、道路交通の安全の確保、道路環境や景観への配慮、まちづくりの方向性との調和、実施主体の調整等を図るため、関係機関で構成する連絡協議会を開催し、地域の状況に応じた広告物の取扱方針を策定することができるとしています。

#### 栗本係員

うん。道路管理者としては、道路関係法令に規定する占用許可基準に加え、当該取扱方針に留意して、許可の判断をするようになっているね。

#### 大野係員

他には、取扱いに当たって、道路利用者の理解が十分得られるように配慮することや、地域活動等に要する費用全てを広告料にまかなうことは今回の通達の趣旨ではないから、広告物が必要以上に多数設置されることによって、道路環境や景観に支障がでることのないように注意する必要がありますね。

#### 栗本係員

その通り！課長通達についても、見ていこうか！

#### 大野係員

はい。課長通達では、連絡協議会を開催し、取扱方針の基準を定める際の参考となるように標準的な取扱例を示しています。取扱例は「街灯等占用物件に添加する広告物の取扱例」、「地域活性化等イベントに伴う広告物の取扱例」、それと、昨年度の通達改正で追加された「道路管理者が管理するベンチに添加する広告物の取扱例」に分かれていますね。

#### 栗本係員

そう、3つ目の「道路管理者が管理するベンチに添加する広告物の取扱例」は平成26年度の通達改正で新たに追加されたものだね。ちょうど大野君が着任した頃に発出されたもので、大野君がさっき見えてきた広告はこれに基づいて貼られているんだけど、経緯については分かるかい？

#### 大野係員

お任せください。改正の経緯としては、国土交通省の重点施策に「通学路をはじめとする歩行空間の安全・安心の確保」の一つとして、「道路占用制度を活用したPPP手法により、バス停上屋等の維持管理等を実施しバス停等の整備の推進」が掲げられたところです。それを踏まえ、通達改正により、道路管理者が管理するベンチに広告物を添加し、その広告料によりベンチの整備又は維持管理をする際の参考となるように、取扱例を新たに追加したものですよね。

## 栗本係員

(大野君は本当にしっかりしているなあ……。僕が2年目の頃なんて……)

## 大野係員

栗本さん？どうかされました？

## 栗本係員

ん？いやいや！なんでもないよ！さっきも言ったように課長通達は、あくまで広告物の占用許可に当たっての、取扱例を定めたものであるから、直接的に許可基準となるものではないんだ。道路管理者が、それぞれの地域の状況等に応じて、この取扱例と異なる運用をすることは、差し支えないとしていることに注意が必要だね。では最後に、制度の取組事例について確認しようか。

## 大野係員

はい。実際にどのような取組みが行われているのでしょうか？事例については、あまり把握していないもので……

## 栗本係員

任せなさい！（先輩らしいところ見せないと！）代表的なものを何点か上げると、東京都千代田区の秋葉原地区では、駅前広場の街路灯等に広告を設置し、その収入を清掃やパトロール等に要する費用に充当する取組みを行っているよ。同じ東京都の港区赤坂では、地下歩道の壁面パネルに広告を設置し、その収入を地域振興活動等に充てているようだね。首都圏以外では、北海道札幌市の取組みとして、広告塔を設置して得た収入を、違法広告物の撤去費用や、放置自転車対策に要する費用に充当し、まちの景観向上に努めているようだよ。どの取組みも、道路環境の向上や地域の賑わい創出のために寄与するものばかりだね。

## 大野係員

(事例まで把握しているなんて……。さすがだなあ栗本さん……)

なるほど。多くの自治体で、道路環境の向上や、住みやすく、賑わいのあるまちづくりのために、様々な取組みを行っているんですね。

## 渡邊課長

今日も頑張っているようだね。感心感心。

## 栗本係員・大野係員

あっ、課長。お疲れ様です。

## 渡邊課長

ちなみに、さっき栗本君が紹介してくれた取組事例だけど、国土交通省の道路占用ホームページ（※）にも載っているんだ。各事例を分かりやすくまとめているから参考になると思うよ。今朝の課長会議で、ホームページの更新について連絡があっただね。

※国土交通省ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/senyo/senyo.html>)

栗本係員

.....。

大野係員

(詳しいと思ったらそういうことか・・・)

渡邊課長

ん？どうしたんだい2人とも？